独立役員届出書

1 其木桂却

会社名		株式会社スカラ コード 4						
提出日		2021/9/1	異動(予定)日		2021/9/2	27		
独立役員届出書の 提出理由 定時株主総会に社外取締役の選任議案が付議されるため								
✓ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)								

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号 氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性 (※2・3)										異動内容	本人の				
			a	b	с	d	e	f	g	h	i	j	k	1	該当なし	共動門谷	同意	
1	渡辺 昇一	社外取締役	0													0		有
2	串崎 正寿	社外取締役	0													0		有
3	宇賀神 哲	社外取締役	0													0	新任	有
4	行木 明宏	社外取締役	0													0	新任	有
5	川西 拓人	社外取締役	0													0	新任	有
6	小林 咲花	社外取締役	0													0	新任	有

3 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明 (※4)	選任の理由(※5)
1	該当事項はありません。	弁護士としての豊富な経験と専門知識を有しており、その経験を主にコンプライアンス経営 に活かしていただくためであります。 上記4から10かいずれにも該当しておらず、また当社が制定する「社外役員の独立性基準」に定 められた事項のいずれにも該当していないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれが ないと判断しております。
2	談当事項はありません。	企業経営に関する豊富な知識・経験を有しており、その経験をもとに当社への経営金銭に関するり書で高載することでの特能的な更なる成長の実現に貢献いただくためであります。 上記aからゆいずれにも該当しておらず、また当社が制定する「社外役員の独立性基準」に定められた事項のいずれにも該当していないことから、一般株主と利益相反が生しるおそれがないと判断しております。
3	該当事項はありません。	公認会計士としての豊富な経験・専門知識を有しており、その経験等をもとに専門的・多角 的な見地から監査を担り取締役として貢献頂くためであります。 上記aから10いずれにも該当しておらず、また当社が制定する「社外役員の独立性基準」に定 められた事項のいずれにも該当していないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれが ないと判断しております。
4	該当事項はありません。	金融機関におけるリスク管理・コンプライアンスに関する豊富な経験・専門知識を有してお ります。その経験等をもとに専門的・多角的な見地から監査を担う取締役として貢献頂くた めであります。 上記aからlのいずれにも該当しておらず、また当社が制定する「社外役員の独立性基準」に定 められた事項のいずれにも該当していないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれが ないと判断しております。
5	該当事項はありません。	弁護士としての豊富な経験・専門知識を有しております。その経験等をもとに専門的・多角 的な見地から監査を担り取締役として貢献原くためであります。 上記aから10いずれにも該当しておらず、また当社が制定する「社外役員の独立性基準」に定 められた事項のいずれにも該当していないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれが ないと判断しております。
6	談当事項はありません。	国内・海外M&Aはじめグルーブ経営や組織再編等に関する豊富な経験・専門知識、また、 弁護士としての豊富な経験・専門知識を有しており、その経験等をもとに当社へのM&Aや グルーブ経営等に関する助言及び監督を通じ、当社の持続的な成長の実現に取締役として貢 献頂くためであります。 上記益からゆいずれにも該当しておらず、また当社が制定する「社外役員の独立性基準」に定 められた事項のいずれにも該当していないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれが ないと判断しております。

当社は、社外取締役または社外監査役(以下総称して「社外役員」という)が独立性を有すると認定するために、株式会社東京証券取引所が定める社外役員の独立性に関する判断 基準を参考に、以下のとおり独自の独立性要件を設定している。ただし、下記2から10までのいずれかに該当する者であっても、当該人物が会社法上の社外役員の要件を満たし ており、かつ当社が社外役員として相応しいと判断する場合は、判断理由を明示した上で、例外的に社外役員候補者とする場合がある。

- 1. 現在、当社および当社の連結子会社(以下総称して「当社グループ」という)の取締役(※)、監査役 当社の連結子会社の取締役(※)、監査役(※)、執行役員、または使用人でなかったこと (※社外取締役または社外監査をを除く) 2. 過去5年間において、当社の株式を自己または他人の名義により議決権ベースで5%以上を保有する大 株主の取締役、監査役、執行役員または使用人ではなかったこと 3. 当社グループが議決権ベースで5%以上を保有する大株主の取締役、監査役、執行役員または使用人で ープ」という)の取締役(※)、監査役(※)、執行役員、または使用人でなく、また過去においても当社および

- 3、主はアンプル酸化性・パンのの企工とはおり、ついたエンの場所は、無量は、あけば良味には広がれています。 2、11 大人の主要な取引先の取締役、監査役、執行役員または使用人ではないこと。なお、主要な取引先とは、直近3事業年度の年間取引額の平均が、当社グループまたは相手方の連結形上高の2%以上を占める企業をいう。 5. 当社グループの主要な借入先の取締役、監査役、執行役員または使用人ではないこと。なお、主要な借入先とは、直近3事業年度における年度末の借入金残高の平均が、当社または当該借入先の連結総資産の2%以上を占める企業をいう。 6. 当社の土地・当本証券の取締役、監査役、執行役員または使用へではないこと 7. 当社グループの会別監査人である監査法人に属する者でないこと 8. 当社グループからの役員報酬以外に、多額の金銭との他財産上の利益を得ている弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタント等でないこと。なお、多額の金銭とは、直近3事業年度の平均で年間1千万円を超えることをいう。 9. 当社グループから多額の金銭その他財産上の利益を得ている法律事務所、監査法人、税理土法人またはコンサルティング・ファーム等の法人、組合等の団体に所属する者でないこと。なお、多額の金銭とは、直近3事業年度の年間の対象では、直近3事業年度の年間の計算の平均が、当社グループまたは相手方の連結売上高の2%以上であることをいう。 10. 上記1から9で献任を制限している対象者の配偶者または2 親等以内の親族ではないこと

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。 ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェック、役員の属性についてのチェック項目

 a. 比場会社又はその子会社の業務執行者

 b. 比場会社又はその子会社の実務執行者

 c. 比場会社の実施といる実施を受ける場合では、

 d. 比場会社の実施を持てないまない。

 d. 比場会社の現金といる実施を持てない。

 e. 比場会社の見からせい。実施所である場合では、

 e. 比場会社の見からせい。実施所である場合では、

 e. 上場会社の主要な取引た又はその業務執行者

 g. 比場会社の主要な取引た又はその業務執行者

 g. 比場会社の主要な取引た又はその業務執行者

 g. 比場会社の主要な取引た又はその業務執行者

 j. 上場会社の主要な取引た又はその業務執行者

 j. 上場会社の主要体主に、当該主要株主が述人である場合には、当該法の業務執行者)

 j. 上場会社の主要株主(当該主要株主が述人である場合には、当該法の業務執行者)

 j. 上場会社の取引生(f. g及びMのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

 k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

 l. 上場会社が寄行を行っている先の業務執行者(本人のみ)

 以上のコールの年間もの表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

 ※ 4 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「「」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

 ※ 4 本~1 のいずれかに該当している場合は、その旨(概要)を記載してください。

 ※ 5 独立役員の選任理由を記載してください。